

事書、目安について

A Note on Kotogaki and Meyasu.

岩元 修一

Shuichi IWAMOTO

本稿は、南北朝期の事書と武家の目安について若干の検討を加え、いわゆる上申文書の理解に資せうとするものである。

まず事書から検討しよう。ここで問題とする事書とは、「寺院の衆徒等が上位の者に向つて、事を申請する場合、前記申状を出すことは通例であるが、時に強く意志の貫徹を図る形式として、衆徒が群議即ち寄合ひ余議の結果たる所謂決議文とも云べきものを提出することがある。この決議書を事書と云つてゐる」(1)と指摘される上申文書の一つである。ここでは相田氏が示されていない実例を検討しよう。

一

〔史料一〕(東寺百合文書ム、『大日本史料』第六編十三、七六〇～七六一頁)

進大覚寺殿事書集
東寺学衆申、

寺領播磨国矢野庄学衆方所務職事、

右当庄者、去正和二年後宇多院系載震筆御起請符、(中略)欲被成令旨於美作守矣、

観応元年七月 日

〔史料二〕『師守記』貞治六年(一三六七)六月十八日条)

事書集
大炊寮申、

欲早被経御 奏聞、被成 繪旨於武家、被停吉祥院修造段銭役、全毎日不關供御、備山城国御稻田間事、

副進

一巻 代々公驗案

右当御稲田者、(中略) 早被成 繪旨於武家、被停吉祥院修造段別役、欲専日別殿重供御備平、

貞治六年六月 日

〔史料三〕(東寺百合文書)、『大日本史料』第六編二十三、七七二(二頁)〔具

書案省略、繼目裏花押あり〕

〔東寺雜掌 康安元 十一 十七〕

東寺申、

欲早任先例、被成下御教書、被停止所務違乱、松田掃部助師行伺
國動乱時節、打入于寺領若狭国太良莊、寄事於兵糧、致所務濫妨
条、所当罪科不輕間事、

副進

一通 御教書案(中略)

一通 御判御教書案(中略)

右当庄者、(中略) 所詮任以前御教書、被成嚴密御教書、速被停止

彼師行濫妨、全雜掌所務、弥欲抽折禱之精誠平、

康安元年十一月 日

〔史料一・二〕はともに関連文書によつて当時から「事書」と認識されていたことが明らかであり⁽²⁾、掲出した「史料一・二」の肩注からも「事書」と認識されていたことが知られる。そこで、「史料一・二」にみる「事書」の様式上の特徴を確認しておく、さしあたり以下の点を指摘できよう。

① 書出しは「……申」ではじまり、次行以下に「……事」あるいは「欲……事」といういわゆる事書部分が続いている。

② 副進文書の項目をもつ場合がある(〔史料二〕)。

③ 書止めは「……矣」「……乎」とあつて通常の「……如件」ではない⁽³⁾。

④ 年月の項目は通常の申状と異ならない。

以上の点をふまえて「史料三」を検討しておこう。この史料は上島有氏によつて申状の端裏銘の説明に際して用いられた史料であり⁽⁴⁾、これまで東寺申状として理解されてきたものである⁽⁵⁾。確かに広義に解すれば申状ということになる。実際、この「史料三」をうけて発給された足利義詮御判御教書にはこの「史料三」を「訴状」と記している⁽⁶⁾。ただ、上申文書の様式に注目してみた場合、この「史料三」はここで確認した右の特徴を有していることから、「事書」様式の文書と考えることができるといえよう。

すでによく知られているように「史料三」にはいわゆる端裏銘があり、これに記された年月日と同じ日付をもつ先述の足利義詮御判御教書が現存している。ここから、これまで明確な指摘がなされていないけれど、足利義詮の御判御教書発給に際して用いられた上申文書には「事書」とよばれるものがあつたことが明らかとなった。

以上、ここでは事書様式の上申文書について若干の検討を加えた。

二

ここでは目安について検討しよう。目安という訴状の様式は、ふつう「目安」という書き出しや「目安言上如件」などの書き止をもつ訴状をいい、『沙汰未練書』によると、「肝要之段々」を書くものという⁽⁷⁾。そこからふつう、内容を簡条書きにして見る際に便ならしめたものと理解されている⁽⁸⁾。もちろん、簡条書きでない目安も多いが、一応「目安」という書き出しに注意しておくことが大切だといえよう。

目安の実例を南北朝期の武家について探してみると、後述のように幕府中央へ提出されたものの外に、守護に対して提訴されたものを確認できる。この目安には少なくとも端裏銘があることから、目安の場合にもいわゆる通常の訴状の場合と同じような対応がなされる場合があつたことがわかる。ここではまず、次の史料を検討しておこう。

〔史料四〕(吉田家日次記) (◎ 永徳三年(一三八三) 七月二十二日条) (△

△は割注、以下同じ)

(前略)
今日中山中納言進書札云々、

(中略)

家君則入御管領左衛門佐義將朝臣并修理大夫義種許、各申対面云々、
所詮急速可下知之由可仰含嶋田遠江守へ管領之執事へ由申之、(後略)

〔史料五〕(吉田家日記) 永徳三年(一三八三) 七月二十四日条

(前略) 家君入御嶋田太平許、次入御修理大夫宿所云々、(後略)

〔史料六〕(吉田家日記) 永徳三年(一三八三) 七月二十八日条

庚午晴、早且予向太平宿所、

(中略)

及晚予向太平入道許、

次向管領左衛門佐亭、越州竹屋・鳥羽兩庄事執行出之、祝着々々、

次向修理大夫許、此事祝申了、対面、

吉田社領越前国竹屋・鳥羽等半濟事、去五月十日当社小神四所神宝以下
盗失之間、彼兩所当年所務以前一円被返下者、可調進云々、①目安
如此、早不日止半濟之儀、可打渡雜掌之由候也、仍執達如件、

永徳三年七月廿五日 宮内大輔在判

甲斐美濃守殿

②目安加銘封裏副之了、

(後略)

ここで注目したいのは、吉田社領越前国竹屋・鳥羽兩庄^①の件に関する目安をうけた守護側の文書発給に際しての対応である。当時の越前国守護は、室町幕府管領でもあった斯波義將であった^②。すでに吉田社側は永徳三年(一三八三)七月二十二日、管領である斯波義將とその弟修理大夫斯波義種を訪問し、「急速可下知之由可仰含嶋田遠江守へ管領之執事」と依頼している。この前提には中山規雅による斯波側との交渉があったと考えることができる(以上、「史料四」、注^③参照)。

七月二十四日、吉田社側は管領の執事である嶋田と管領の弟義種を訪問している(史料五)。そして七月二十八日、吉田社側は嶋田を朝、晩と訪問した上で管領斯波義將を訪問し、念願の越前国竹屋・鳥羽兩庄に関する守護方の文書を獲得、さらに修理大夫斯波義種を訪問しているのである(以上、「史料六」)。この守護方の文書は七月二十五日の日付であるから、この日より以前に守護方との具体的な交渉がなされたと考えられる。嶋田との交渉を守護側に依頼してから七月二十五日までの間で嶋田との交渉が史料上確認できるのは七月二十四日のみであるから、この日に吉田社側が嶋田を訪問した際に、守護方の文書に見える「目安」(傍線①②参照)が渡されて、翌二十五日に目安の披露をふまえた守護方の認可がなされたものと考えることができよう。

その際、注意したいのは「史料六」の傍線②に「目安加銘封裏副之了」とみえることである。つまり、越前国守護代甲斐美濃守充の守護方文書には、傍線①にみえるように訴人である吉田社側の「目安」が副えられていたと考えられるのであるが、傍線②から明らかのようにその目安には「銘」が加えられ、「封裏」つまり裏花押がすえられていたものとみられるのである。残念ながらこの「目安」は管見に入らず、「裏封」の実例を確認できないけれど、後述する「史料八」を参考にすると、目安の裏に花押がすえられているのであるから、右の場合の「裏」を「封」するの意味も同じように考えてよいと考えるのである^④。また、「史料四く六」の事例では、目安を受理した人物と考えられる管領の執事嶋田と守護方の評議の場に目安を披露した人物とが同一人であったかどうかを確認できないから、目安の銘が誰によって、どの段階で加えられたかは現存史料を見る限り確定できない。

以上のように、管領の守護管国の問題が、幕府の引付ではなく守護方で処理されていたことは、細川頼之が「管領」の時、頼之の「分国」であった四国の東寺領阿波国大野庄の件について、東寺内で次のような議論がなされたことも参考になる。この事例については、すでに山家浩樹氏の研究がある^⑤が、この場合、管領への訴状の様式が「事書」と記されている点にも注意しておこう。

〔史料七〕(東寺百合文書「宝莊殿院方評定引付」) 応安八年(一三七五) 十一月十九日条

(前略)

近藤房申云、於大野事者、先立自公家被尋武家之院直案有之上者、於武家可申之、就中於四国事、依為管領分国、如此事等不及公方引付等沙汰、直仁有其沙汰、仍調事書可付管領之奉行矢野入道之由申之、(後略)

三

ここでは、守護方に提出された目安の実例を確認しておこう。

〔史料八〕(東寺百合文書さ、『大日本史料』第六編二十六、三〇七頁、具書は

省略)〔継目にも裏花押あり〕

〔端裏銘〕

目安

東寺雜掌頼憲申、当寺領遠江国原田庄内細谷郷地頭等寺用米未進事、

副進

一通 去年々貢未進注文

(裏花押)

右庄者、為諸堂御願料所、重色異于他要脚也、而地頭等去年寺用未進之間、度々雖加催促、依不事行、使者往反之煩、不便次第也、所詮嚴密令究済之様、被成③御書下者、可為御祈禱之專一者哉、仍目安状如件、

貞治三年十月 日

〔史料九〕(東寺百合文書才、『大日本史料』第六編二十六、三〇八頁)

東寺雜掌申遠江国細谷郷領家方内周防大夫実藏寄進地事へ具書副之、

高井七郎左衛門尉致押妨云々、為事実者、太無謂、所詮停止彼違乱、

沙汰付下地於雜掌、可執進請取之状如件、

貞治三年十月九日

沙弥(花押)

大浦左衛門入道殿

〔史料十〕(関西学院大学図書館所蔵東寺文書)⁽¹⁵⁾

東寺雜掌申遠江国細谷郷領家年貢事へ注文副之、地頭等去年未進云々、為事実者太無謂、所詮相尋子細、有未済者、不日沙汰渡雜掌、可執進請取之状、依仰執達如件、

貞治三年十月九日

越後守(花押)

大浦左衛門入道殿

右の「史料八」の目安で求められている「御書下」(傍線③)とは、「史料九」の守護書下をさしており、写真版⁽¹⁶⁾を見ると、「史料八」の端裏銘と「史料九・十」の筆跡は同じであるから、「史料八・九」は、すでに述べたように守護方に提出された目安とそれをうけて発給された遠江国守護今川範国⁽¹⁷⁾書下であることがわかる。これらの史料についてはすでに、上島有氏の研究がある⁽¹⁸⁾。目安には裏花押と端裏銘があり、端裏銘の日付と書下の日付は一致している。おそらく、「史料六」で検討した吉田社側の提出した目安もこの事例を参考にして考えることができるのではないかと思う。

〔史料九〕では文中に「為事実者」とあるから、目安を受理した守護側が論人側の反論をふまえて十分な審理を加えた上でこの書下を発給したのではないことがわかる。この事例もいわゆる特別訴訟手続きのあり方を示すものといえよう。

〔史料十〕について上島有氏は、「史料八」の目安をうけて発給された室町幕府引付方頭人奉書であることなどを指摘されている⁽¹⁹⁾が、この文書の奉者「越後守」は『静岡県史』資料編6中世二の編者の指摘⁽²⁰⁾のように、当時の遠江国守護今川範国の子息氏兼とみられる。

なお、上島有氏が指摘されたように東寺百合文書には「史料八」と同年月付の遠江国村櫛荘に関する東寺側の目安とこれをうけた貞治三年(一二六四)十一月十二日付今川範国書下案があり、目安には「史料八」と同一の裏花押を確認できる⁽²¹⁾から、裏花押の人物は守護方奉行人と考えてよい。

以上、南北朝後期の守護のもとでも、受理した目安に守護方の人物が裏花押や端裏銘を記入して文書を発給する手続きが存在するという上島有氏の指摘を再確認できたと思う。ここでは「史料四く六」との関連を考慮して上島氏の研

究を再検討したのである。その場合、目安では守護方の「御書下」の発給を求めているという点に注意しておきたい。

四

ここでは、幕府に提出された目安の実例を検討しよう。

〔史料十一〕『八坂神社文書』二〇三三四号

〔頭註申状 貞治二 八 廿四〕
目安

祇園社御師法印頭註雜掌成祐申讀岐国西大野郷事、
右当郷者、(中略) 度々 輪旨御教書御内書等柄焉也、案文進覽之、
而当国住人近藤六郎五郎国頼、自去年押領間、所及御祈禱違乱也、所
詮早被成嚴密御教書、被打渡下地於雜掌、全知行、弥為抽護持忠、言
上如件、

貞治二年八月 日

〔史料十二〕『八坂神社文書』二〇三三三三号 (付札省略、◇は割注)

〔口教書 讀岐国西大野郷〕
祇園社前執行法印頭註申讀岐国西大野郷事、訴状へ副具書◇如此、近藤
六郎五郎国頼令押領云々、早退彼妨、沙汰付下地於杜家雜掌、可被執
進請取状、更不可有緩怠之状、依仰執達如件、
貞治二年八月廿四日 (所被執達) 左近将監 (花押)
(細川右馬頭殿)

〔史料十一〕は祇園社側が提出した目安である。係争地や相論内容、そして訴
人・論人がすべて一致することなどから、この目安をうけて出されたのが「史
料十二」の室町幕府引付方頭人奉書と考えることができよう。したがって、こ
の目安は幕府中央の「御教書」を求めて提出されたものであることがわかる。
東京大学史料編纂所架蔵影写本によりこれらの史料を確認すると、「史料十

一」の端裏の文字はいわゆる端裏書とされる文字よりも大きく、またそこに記
された年月日は「史料十一」の目安をうけて発給された「史料十二」の室町幕
府引付方頭人奉書の日付と一致することから、「史料十一」の端裏の文字は端
裏銘と考えることができるのではないかと思う。

また、「史料十一」は目安と普通よばれるが、この端裏銘には「申状」と記
されている点にも注意しておこう。このことは、前掲「史料八」の場合も同
様であった。しかも、「史料十一」の目安をうけた「史料十二」の室町幕府引
付方頭人奉書を見ると「訴状」と記しているのである²²⁾。

さて、「史料十二」が「史料十一」をうけたものであるとすると、「史料十二」
では「訴状へ副具書」と記しているの、この場合、「史料十一」の目安には
関連文書が副えられていたと考えられる。実際、「史料十一」には「案文進覽
之」とみえている。詳細については史料原本による確認をまたねばならないが、
さしあたり東京大学史料編纂所架蔵影写本を確認すると、「史料十二」の料紙
の奥(具書案が貼りつがれていたとしたら紙継目部分に相当する箇所)の下部
に裏花押の一部かと思われる墨跡を確認できることを付け加えておきたい。

五

残された課題も多いが、ここでは最後に本稿での検討結果を簡単にまとめて
終わりとしよう。

- ① 一で述べたような特徴をもつ事書様式の訴状は、幕府の特別訴訟手続きで
発給される足利義隆の御判御教書を求める訴訟でも使用されている²³⁾。
- ② 少なくとも南北朝後期には、守護のもとで受理した目安に端裏銘・裏花押
をすえて守護方文書とともに下すという手続きを再確認したが、そこでの目安
は守護方の「書下」を求めたものであった。
- ③ 右のような特色をもつ目安への対応は、幕府中央でも確認できる。そこで
の目安は幕府の「御教書」を求めたものであった。
- ④ 目安の文言をもつ訴状の端裏銘には「申状」と記されている事例を確認で
きる。

注

- (1)、相田二郎『日本の古文書 上』(岩波書店、一九七八年)八二七頁。ここでは特に「群議」をふまえたものである点に注目しておきたい。
- (2)、「史料一」については『大日本史料』第六編十三、七六二頁所収「観応元年七月四日付大覚寺宮令旨案」、「史料二」については『師守記』第九巻、二六九頁所収(貞治六)六月十八日付中原師茂挙状案参照。
- (3)、書正文言に「仍言上如件」をもつ場合でも、端裏書で「事書」と記述した例を確認できる(『静岡県史資料編6中世』九三九号)。また、①のように「・・申」という書出しがない事例についてはさしあたり相田注(1)著書参照。ただ、ここで確認しておきたいのは、「事書」と「申状」という使い分けが意識的になされる場合があったとみられることであり、そこから様式上の相違にも注目してみたということである。なお、両者の使い分けについては、『建内記』文安四年(一四四八)九月二十七日条所収同月日付挙状案にみえる「社司等へ連署之申状」(△は挿入)部分の「事書」を判読可能な抹消文字にして「連署之申状」(連署)部分は判読可能な抹消文字)を挿入していること、あるいは同記同年同月二十九日条所収同月日付挙状案に「春日社申状(副事書・具書)如此」(この「申状」についてはなお検討の余地を残す)とみえることを付け加えておきたい。
- (4)、上島「南北朝時代の申状について」(『古文書研究』十号、一九七六年、のちに『日本古文书学論集7』(吉川弘文館、一九八六年)に再録、ここでは後者による)。端裏銘の理解については上島有「端裏銘について」(『撰大術B』No.2、一九八四年)による。
- (5)、例えば『東寺百合文書目録第三』(吉川弘文館、一九七八年)一五八頁。
- (6)、『大日本史料』第六編二十三、七七一〜二頁。
- (7)、池内義資・佐藤進一編『中世法制史料集第二巻』(岩波書店、一九五七年)三五六頁。
- (8)、「目安」・「訴状」(『国史大辞典十三・八』吉川弘文館、一九九二・八七年、瀬野精一郎氏執筆)、「目安」(『日本史大事典6』平凡社、一九九四年、笠松宏至氏執筆)参照。なお、目安と入門との関係については笠松宏至「入門」(『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年)参照。
- (9)、天理図書館蔵。ここでは東京大学史料編纂所架蔵写真帳による。
- (10)、「吉田家日次記」永徳三年(一三八三)七月十日条にすでにみえる。なお、「史料六」については、小川信『足利一門守護発展史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)五〇五頁参照。
- (11)、佐藤進一「室町幕府守護制度の研究 上」(東京大学出版会、一九六七年)二二二〜三頁。
- (12)、この点は、拙稿「訴状を封じ下すということ」で論ずる予定であるが、たとえば佐藤進一『新版』古文书学入門(法政大学出版局、一九九七年)一四六頁(4)参照。
- (13)、山家「室町幕府訴訟機関の將軍親裁化」(『史学雑誌』第九四編十二号、一九八五年)十九頁。
- (14)、京都府立総合資料館蔵。ここでは東京大学史料編纂所架蔵影写本による。
- (15)、上島有「関西学院大学図書館所蔵東寺文書について」(『古文書研究』十六号、一九八一年)九十一頁。
- (16)、上島注(15)論文所掲写真版、京都府立総合資料館蔵写真版参照。
- (17)、佐藤進一「室町幕府守護制度の研究 上」(東京大学出版会、一九六七年)九十七頁、川添昭二「遠江・駿河守護今川範国事蹟稿」(『荘園制と武家社会』吉川弘文館、一九六九年)参照。
- (18)、上島注(15)論文参照。
- (19)、上島注(15)論文一〇一〜二頁。
- (20)、三三九頁。『新訂増補国史大系 尊卑分脈第三』二六六頁には範国の子息氏兼に「越後守」と記されている。
- (21)、上島注(15)論文一〇二〜三頁。
- (22)、「目安」の文言のない訴状を「目安」と記述した例を南北朝期に確認できる(『大日本史料』第六編三、七三五〜六頁、『同書』同編二十九、四三六頁)。この点は、目安の更なる検討の必要を示すものだと考えるが、ここで確認しておきたいのは、「事書」についても述べたように、「目安」と「申状」を意識的に使い分ける場合があったと考えられることであり、そこから本稿では目安の受理およびそれをうけるの幕府・守護による文書発給の手続きに

若干の検討を加えたのである。この点、すでに笠松注(8)「入門」論文で注目されている。

なお、両者の使い分けについては『沙汰未練書』『中世法制史料集第二巻』(注(7)三五五〜六頁、三七一〜三頁参照)が「本解状」(申状)、「書状」(折紙の小申状)、そして「目安」などを区別して記述していることが参考になると思う。山家浩樹氏は『康富記』嘉吉二年(一四四二)十二月二十日条にみえる「目安書直可給」等の記事に注目されている(山家「室町幕府の賦と奉行入」(石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年)六十一〜六十一頁、六十八頁参照)。この場合、「目安」のままでの内容の書き直しであったのか、別の様式の上申文書への書き直しであったのかがわかりにくい。注目しておいてよい事例である。

(23)、この点は『後愚昧記』の康安元年(一二六一)十月十七日条や貞治二年(一二三三)七月十九日条参照。

〔付記〕

本稿をなすにあたり史料閲覧でお世話いただいた京都府立総合資料館、東京大学史料編纂所の両機関および閲覧手続き等でお世話いただいた関係各位に謝意を表する次第である。

(平成九年九月二十四日受理)